

岐阜県公安委員会の行う告示に関する規則

〔制定 昭和33年公安委員会規則第4号〕
〔改正 昭和40年公安委員会規則第7号〕
(原文縦書き)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第26条の規定により岐阜県公安委員会が行う告示は、岐阜県公告式条例(昭和25年8月岐阜県条例第29号)第5条の規定により行うものとする。

附 則(昭和33年5月13日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。